

周南市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例制定について

周南市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

周南市自転車等駐車場条例（平成15年周南市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第105号」の次に「。以下「法」という。」を、「原動機付自転車」の次に「（以下「原動機付自転車」という。）」を加え、「自転車等」を「自転車」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、徳山駅西側駐輪場においては、自転車及び原動機付自転車のほか、法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、側車付きでないもの（以下「特定自動二輪車」という。）を駐車することができる。

第6条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条第2項中「駐車する自転車等に住所及び氏名を明記するとともに、自転車等」を「自転車、原動機付自転車及び特定自動二輪車（以下「自転車等」という。）」に改める。

第7条第2号中「及び」を「又は」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4） エンジン又はモーターを稼働させること。

別表中

「

徳山駅東側駐輪場	周南市みなみ銀座1丁目13番2
----------	-----------------

」

を

「

徳山駅東側駐輪場	周南市みなみ銀座 1 丁目13番 2
徳山駅西側駐輪場	周南市御幸通 2 丁目28番 2

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(参 考)

周南市自転車等駐車場条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(利用車両)</p> <p>第3条 駐車場に駐車することができる車両は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車(以下「<u>自転車等</u>」という。)とする。</p> <p>(<u>使用者の責務</u>)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 駐車場を利用する者は、<u>駐車する自転車等に住所及び氏名を明記するとともに、自転車等の転倒による破損の防止及び施錠による盗難の防止に努めなければならない。</u></p> <p>(禁止行為)</p>	<p>(利用車両)</p> <p>第3条 駐車場に駐車することができる車両は、道路交通法(昭和35年法律第105号。<u>以下「法」という。</u>)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車(<u>以下「原動機付自転車」という。</u>)及び同項第11号の2に規定する自転車(以下「<u>自転車</u>」という。)とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、徳山駅西側駐輪場においては、自転車及び原動機付自転車のほか、法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、側車付きでないもの(以下「<u>特定自動二輪車</u>」という。)を駐車することができる。</u></p> <p>(<u>利用者の責務</u>)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 駐車場を利用する者は、<u>自転車、原動機付自転車及び特定自動二輪車(以下「<u>自転車等</u>」という。)</u>の転倒による破損の防止及び施錠による盗難の防止に努めなければならない。</p> <p>(禁止行為)</p>

現行	改正案														
<p>第7条 駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 駐車場の施設<u>及び</u>他の自転車等を汚損し、又は破損すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>原動機付自転車のエンジンをかけること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山駅東側駐輪場</td> <td>周南市みなみ銀座1丁目13番2</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	徳山駅東側駐輪場	周南市みなみ銀座1丁目13番2	(略)		<p>第7条 駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 駐車場の施設<u>又は</u>他の自転車等を汚損し、又は破損すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>エンジン又はモーターを稼働させること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山駅東側駐輪場</td> <td>周南市みなみ銀座1丁目13番2</td> </tr> <tr> <td>徳山駅西側駐輪場</td> <td>周南市御幸通2丁目28番2</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	徳山駅東側駐輪場	周南市みなみ銀座1丁目13番2	徳山駅西側駐輪場	周南市御幸通2丁目28番2	(略)	
名称	位置														
徳山駅東側駐輪場	周南市みなみ銀座1丁目13番2														
(略)															
名称	位置														
徳山駅東側駐輪場	周南市みなみ銀座1丁目13番2														
徳山駅西側駐輪場	周南市御幸通2丁目28番2														
(略)															